

平成 30 年 3 月 9 日

各 位

住 所	東京都渋谷区桜丘町 26 番 1 号
会 社 名	GMO ペパボ株式会社
代 表 者	代表取締役社長 佐藤 健太郎 (コード番号 3633 JASDAQ)
問い合わせ先	常 務 取 締 役 五十島 啓人
T E L	03-5456-3021 (IR 直通)
U R L	https://pepabo.com/

再発防止委員会の調査報告等に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 1 月 22 日付けの「「カラーミーショップ」における情報流出に関するご報告とお詫び」及び「「再発防止委員会」の設置について」においてお知らせしましたとおり、当社が運営するネットショップ運営サービス「カラーミーショップ」(以下、本サービス)で発生した第三者による不正アクセスと、それに起因する情報流出が確認された件(本サービスを利用してネットショップを運営いただいている一部のお客様(以下、ショップオーナー様)情報の流出と、一部のショップオーナー様及び本サービスを利用しているネットショップで購入された一部の方(以下、購入者)のクレジットカード情報の流出の可能性(以下、本件)に関して、当社は事実関係の調査と原因究明及び再発防止策について、客観的かつ専門的な調査及び検討のため、外部の専門家を交えて構成される「再発防止委員会」を平成 30 年 1 月 26 日付けで設置し、平成 30 年 3 月 8 日まで調査及び再発防止策の検討を実施いたしました。

この度、再発防止委員会により、調査及び検討の結果を調査報告書として取りまとめ、平成 30 年 3 月 9 日開催の臨時取締役会において受領いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

ショップオーナー様及び購入者をはじめ、株主様、関係者の皆様に多大なるご心配とご迷惑をおかけしておりますこと、心より深くお詫び申し上げます。

記

1. 調査報告書の概要

(1) 本件の原因

① システム面での原因調査結果

システム面での原因調査については、専門家アドバイザーからの報告を受けております。なお、セキュリティリスクになり得ることから、詳細な内容の記載はいたしておりません。

② 情報セキュリティに関するマネジメント体制

情報セキュリティに関するマネジメント体制として、「情報セキュリティ規程」等の社内規程は存在するものの概括的な内容にとどまっており、リスクアセスメントの手順について、具体的な規定は存在していませんでした。

不正アクセス等の情報セキュリティに関するリスク管理としては、本来は、想定されるリスクシナリオを立てた上で、実際にそのリスクが発生した場合にどのように対処するかという観点からリスクアセスメントを実施するのが望ましいところ、当社においては、このような想定型のリスク抽出を行う人員や体制に不十分な点がありました。

また、システム開発段階においても、上記のような想定型のリスク抽出を実施しておらず、十分にセキュリティに配慮した体制の構築ができておりませんでした。

(2)再発防止策

① 技術的防止策

フォレンジック調査の結果を受け、専門家アドバイザーの助言のもと、以下の防止策を実施いたします。

i 入口対策

ウイルス対策ソフトの導入、Webアプリケーションへの侵入に対するWAFの設置及びファイル整合性監視の導入

ii 出口対策

監査証拠の取得、定期的な脆弱性スキャン及びペネトレーションテストの実施

② 情報セキュリティマネジメントに関する防止策

情報セキュリティに関する業務を担当する部門として「セキュリティ対策室」を新設し、当該部門において外部専門家との連携、脆弱性に関する情報の早期入手及び対策を行ってまいります。

また、システム開発段階における適切なセキュアコーディング及びセキュリティ意識の向上のため、セキュリティ対策室とシステム開発部門との連携体制を構築いたします。

さらに、セキュリティインシデントへの適切な対応のため、脆弱性情報及び不正検知に関する情報のエスカレーションプロセスを策定いたします。

上記防止策の運用に関する内部監査の強化のため、情報セキュリティに関する監査を専任で行うチームを内部監査部門に設置いたします。

③ ガバナンス体制及びコーポレートカルチャーの強化

当社では、全社的なリスク管理を行うペパボ向上委員会を設置しております。

今後は当委員会において、重大なリスクに対する具体的手順を示す「リスク管理マニュアル」を整備するとともに、新たなリスクへの警鐘の場としてリスク想定型のリスク抽出を行い、より実効性の高いリスク管理を行ってまいります。

2. 経営責任について

当社は、本件の事態の重要性を厳粛に受け止め、本サービスにおける情報セキュリティに関するマネジメント体制とその運用について、その経営責任を明らかにするため、以下の処分を行うことといたしました。

代表取締役社長	佐藤 健太郎	月次報酬の30%を3か月減額
常務取締役	星 隼人	月次報酬の20%を2か月減額
取締役	栗林 健太郎	月次報酬の10%を1か月減額

以上